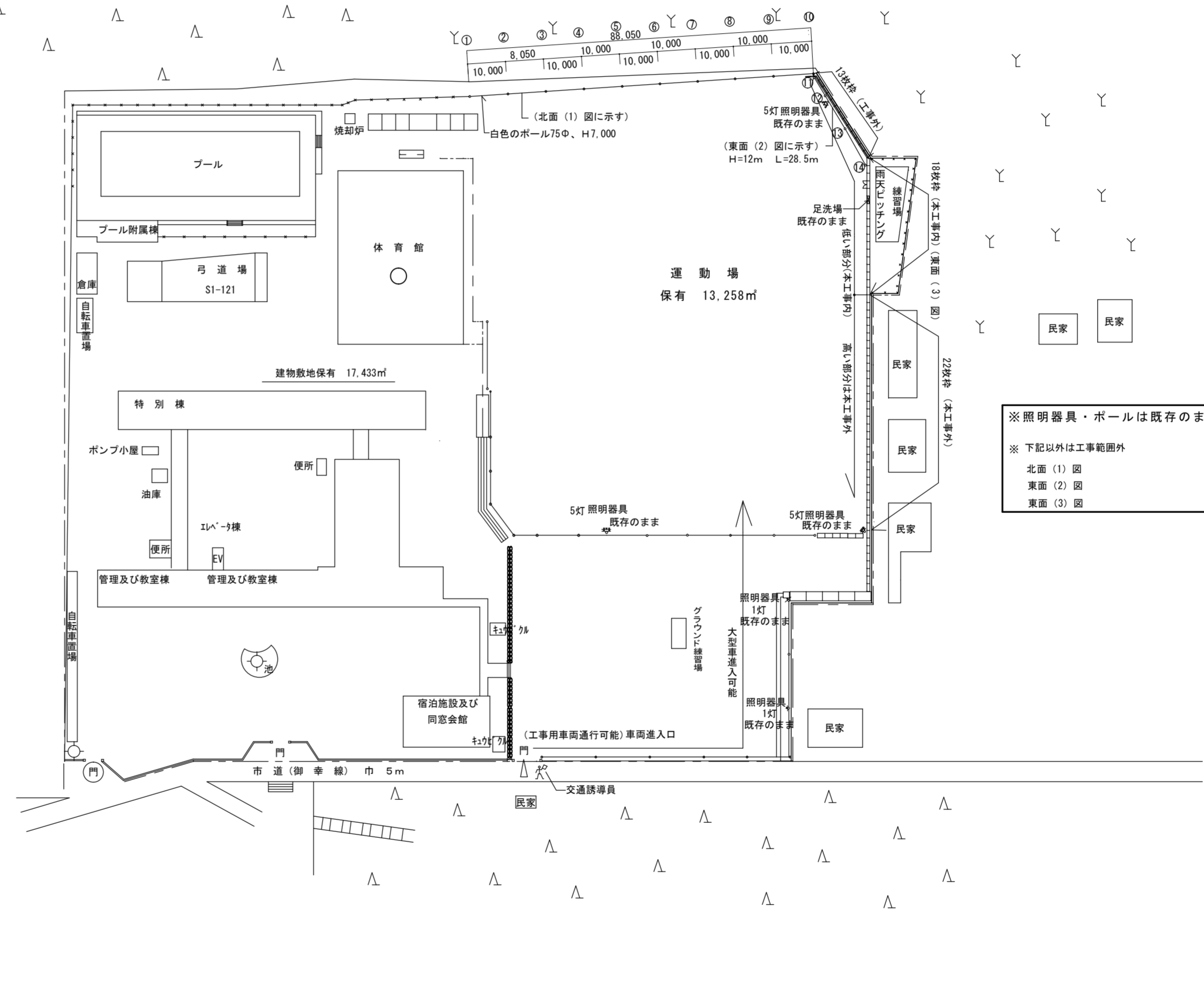
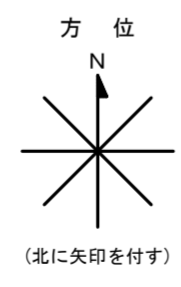
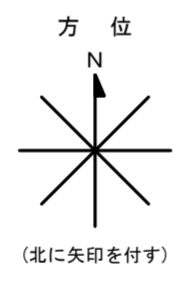
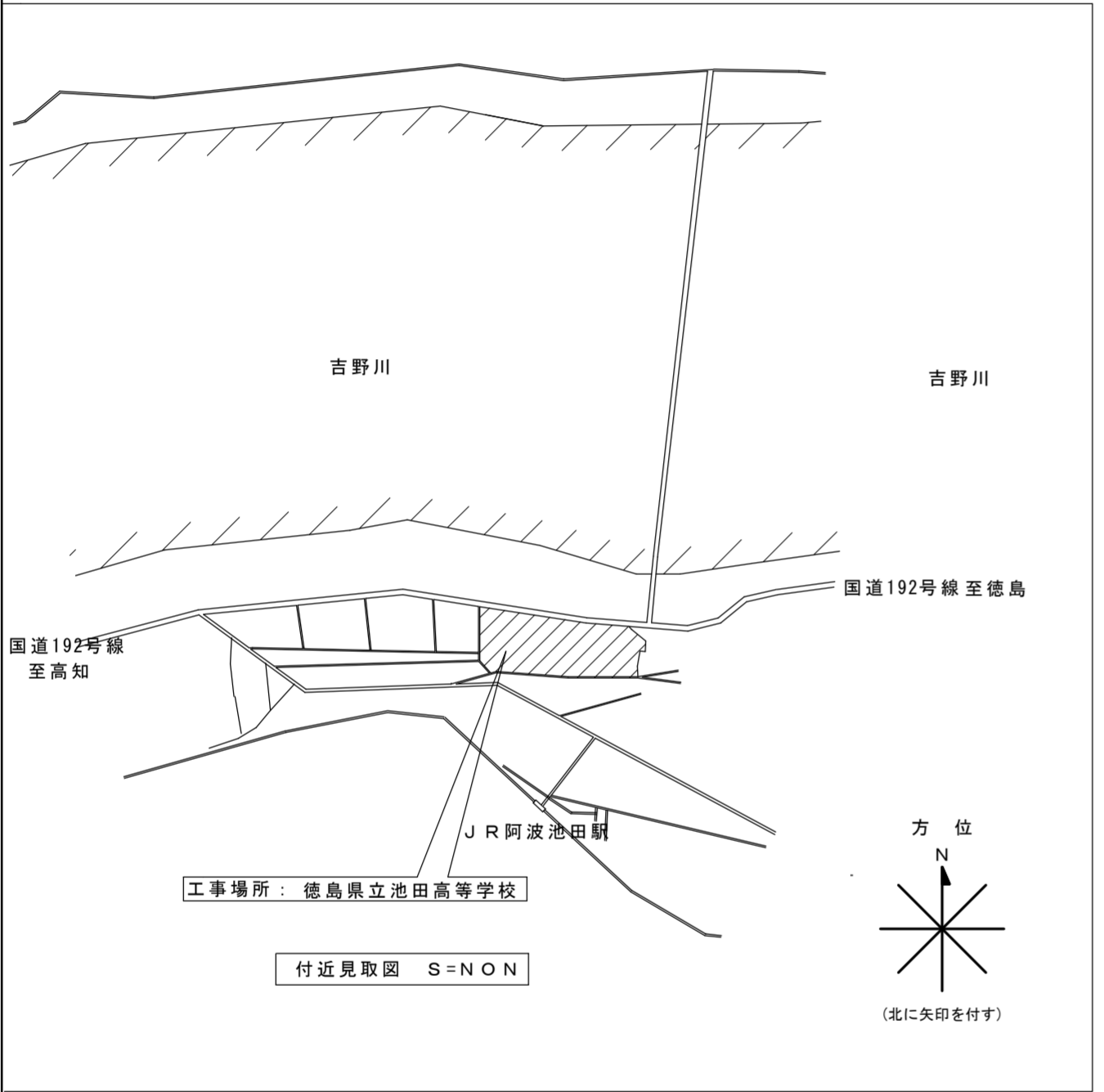
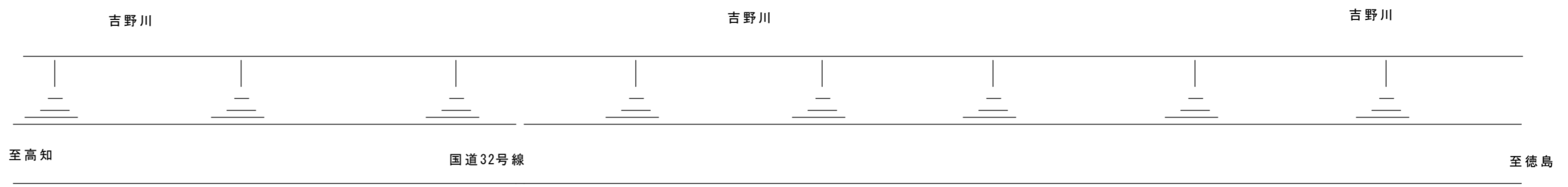


I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																
1. 工事名称	R3池田高等学校 フェンス他改修工事		<p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>		<p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設廃廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>																																																																																																
II. 建築工事仕様書																																																																																																					
章 項 目	特 記 事 項																																																																																																				
1. 適用基準事項	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>○改修工事等記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 <p>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p>	4. 工事現場管理																																																																																																			
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請員にも十分周知徹底すること。</p>																																																																																																				
3. 安全衛生管理	<p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p>		<p>◎受注者は、本工事に使用する電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、横仕の規定による場合は監督職員と読み替える。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 処分許可業者の会社名、所在地 処分地の所在地 運搬距離 <table border="1"> <thead> <tr> <th>運搬車両</th> <th>積込方法</th> <th>4t積</th> <th>バックホウ</th> <th>0.28m³</th> <th>D10無し</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分費(円)(税抜き)</th> <th>単位</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>大成呼か/樹阿波池田合材工場(中間処分)</td> <td>三好市池田町白地井久保1598-1 三好市池田町白地井久保1598-1</td> <td>4.9</td> <td>2,200</td> <td>t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(有筋)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td rowspan="2">4.9</td> <td rowspan="2">2,800</td> <td rowspan="2">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.7t木</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td rowspan="2">4.9</td> <td rowspan="2">1,500</td> <td rowspan="2">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属(処分)</td> <td rowspan="2">樹旭金属 ☆優良協定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td rowspan="2">78.1</td> <td rowspan="2">0</td> <td rowspan="2">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス</td> <td rowspan="2">樹明和リ-ン</td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td rowspan="2">14.0</td> <td rowspan="2">10,000</td> <td rowspan="2">m³</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木材</td> <td rowspan="2">(有)徳島興産 ☆優良協定業者</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td rowspan="2">78.2</td> <td rowspan="2">10,000</td> <td rowspan="2">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃プラ</td> <td rowspan="2">(有)久保衛生</td> <td>三好市みよし町加茂6001-1 三好市みよし町加茂5999-1</td> <td rowspan="2">9.4</td> <td rowspan="2">15,000</td> <td rowspan="2">m³</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚泥</td> <td rowspan="2">阿波バラス樹</td> <td>吉野川市鶴島町鶴島151-1 吉野川市山川町堤外141-11</td> <td rowspan="2">44.8</td> <td rowspan="2">13,000</td> <td rowspan="2">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石膏ボード</td> <td rowspan="2">(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</td> <td>坂野郡松茂町豊久字朝日6番地の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日6番地の地先</td> <td rowspan="2">81.1</td> <td rowspan="2">22,800</td> <td rowspan="2">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	運搬車両	積込方法	4t積	バックホウ	0.28m ³	D10無し				処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離(km)	処分費(円)(税抜き)	単位			コンクリート(無筋)	大成呼か/樹阿波池田合材工場(中間処分)	三好市池田町白地井久保1598-1 三好市池田町白地井久保1598-1	4.9	2,200	t			コンクリート(有筋)	同上	同上	4.9	2,800	t			同上	同上	7.7t木	同上	同上	4.9	1,500	t			同上	同上	金属(処分)	樹旭金属 ☆優良協定業者	徳島市東沖洲1丁目12	78.1	0	t			徳島市東沖洲1丁目12	ガラス	樹明和リ-ン	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	14.0	10,000	m ³				木材	(有)徳島興産 ☆優良協定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	78.2	10,000	t				廃プラ	(有)久保衛生	三好市みよし町加茂6001-1 三好市みよし町加茂5999-1	9.4	15,000	m ³				汚泥	阿波バラス樹	吉野川市鶴島町鶴島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	44.8	13,000	t				石膏ボード	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	坂野郡松茂町豊久字朝日6番地の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日6番地の地先	81.1	22,800	t			
運搬車両	積込方法	4t積	バックホウ	0.28m ³	D10無し																																																																																																
	処分許可業者の会社名	所在地	運搬距離(km)	処分費(円)(税抜き)	単位																																																																																																
コンクリート(無筋)	大成呼か/樹阿波池田合材工場(中間処分)	三好市池田町白地井久保1598-1 三好市池田町白地井久保1598-1	4.9	2,200	t																																																																																																
コンクリート(有筋)	同上	同上	4.9	2,800	t																																																																																																
	同上	同上																																																																																																			
7.7t木	同上	同上	4.9	1,500	t																																																																																																
	同上	同上																																																																																																			
金属(処分)	樹旭金属 ☆優良協定業者	徳島市東沖洲1丁目12	78.1	0	t																																																																																																
		徳島市東沖洲1丁目12																																																																																																			
ガラス	樹明和リ-ン	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	14.0	10,000	m ³																																																																																																
木材	(有)徳島興産 ☆優良協定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	78.2	10,000	t																																																																																																
廃プラ	(有)久保衛生	三好市みよし町加茂6001-1 三好市みよし町加茂5999-1	9.4	15,000	m ³																																																																																																
汚泥	阿波バラス樹	吉野川市鶴島町鶴島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	44.8	13,000	t																																																																																																
石膏ボード	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	坂野郡松茂町豊久字朝日6番地の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日6番地の地先	81.1	22,800	t																																																																																																
		徳島県教育委員会施設整備課		<p>●工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事</p> <p>●図面名 特記仕様書-1</p>	<p>●図面番号 A-01</p> <p>●縮尺 S=N O N</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号</p> <p>徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号</p> <p>TEL 088-636-2712</p>	管理建築士																																																																																														

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																															
		<p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)。(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は施設整備課へ問い合わせ、工事に遅漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い部分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口塵出</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絡排気ラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリーブ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口塵出		○		○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					絡排気ラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					<p>9. 技能士の適用</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員へ提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事で作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アphaltシート工法防水工事作業 ・ 改質アphaltシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>補装</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調機器施工作業</td> </tr> </table> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3○A2・原因版) ・工事写真(写真帳1部(○着事前○完成写真)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料 <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アphaltシート工法防水工事作業 ・ 改質アphaltシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	左官	建築板金	・ 内外装板金作業		左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	補装	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調機器施工	・ 冷凍空調調機器施工作業	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>13. 火災保険</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着事前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる○よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <p>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区分	サイズ	着事前	カラー、手札版又はサービサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービサイズ	<p>7. 化学物質を発生する建築材料等</p> <p>8. 施工</p>	<p>10. 設計変更箇所確認</p> <p>11. 工事検査及び技術検査</p> <p>12. 完成図等</p>	<p>◎工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事</p> <p>◎図面番号 A-02</p> <p>◎縮尺 S=NON</p>	<p>● 図面番号 A-02</p> <p>● 縮尺 S=NON</p>	<p>株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号</p> <p>徳島市文六町山端18-5 関富進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号</p>	<p>管理建築士</p>
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																																																																																																																		
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○																																																																																																																																																																																			
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																																																			
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																																																						
同上(リンレン等)	○																																																																																																																																																																																						
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																																						
設備機器天井開口塵出		○		○																																																																																																																																																																																			
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																																																						
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																																																				
縦樋(GLまで)	○																																																																																																																																																																																						
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																																																			
同上補強	○																																																																																																																																																																																						
絡排気ラリ取り付け	○																																																																																																																																																																																						
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																																						
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																																																					
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																																																																																																					
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																																					
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																																					
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																																					
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																																					
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アphaltシート工法防水工事作業 ・ 改質アphaltシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																																					
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																																																					
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																																					
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																																					
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																																																																																																																					
左官	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																																																					
	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																																																					
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																																																					
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																																																					
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																																																																																																					
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																																																					
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																																																					
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																																					
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																																					
補装	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																																					
機械設備	冷凍空調調機器施工	・ 冷凍空調調機器施工作業																																																																																																																																																																																					
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																																																																																					
3千万円未満	—	1回																																																																																																																																																																																					
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																																																																																																					
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																																																																																					
1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																																																					
区分	サイズ																																																																																																																																																																																						
着事前	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																						
施工中	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																						
完成写真	カラー、手札版又はサービサイズ																																																																																																																																																																																						
		徳島県教育委員会施設整備課																																																																																																																																																																																					

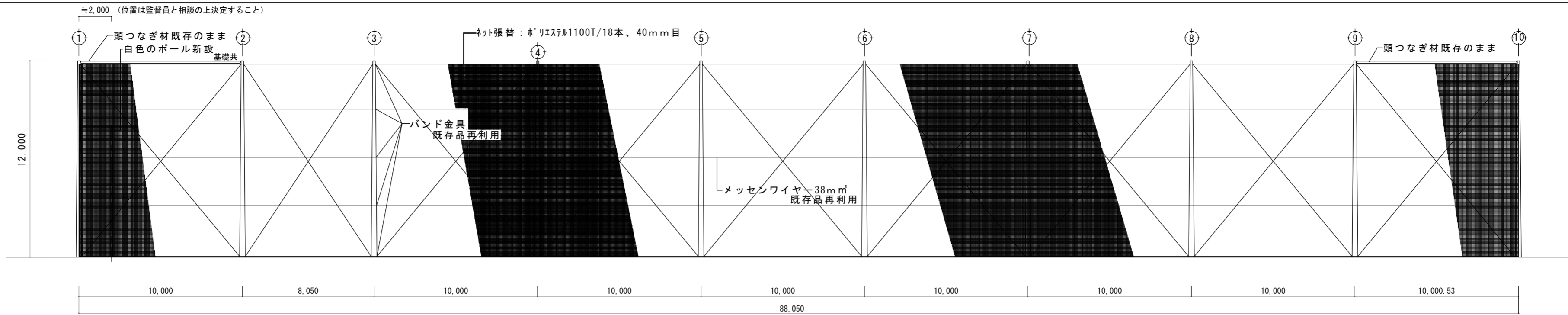
2章 改修仮設工事		特記事項		特記事項		特記事項																																																																												
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目																																																																											
1.	一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	3章	防球ネット改修工事	◎防球ネット仕様は図示による。見本を提出し承諾を得ること。 材料試験は行わないが、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 ◎使用コンクリート柱は既存再利用とする。 ◎71作-端部は、生徒が手を切らないように納めること。 ◎金物類は全て再利用とする。																																																																													
			1.	材質・材料																																																																														
2.	ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(体-16'-S地盤)を±0とし、NGLはBM±(0mm)とする。ただし、監督員の指示により決定する。	4章	土工事	◎周辺状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同程度の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。 ◎使用土は(A種・B種)・C種・D種)とし、機器により締め固める。 ◎場内敷き均しとする。																																																																													
3.	足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	5章	コンクリート工事				◎コンクリートの種別 ・I類(JIS A 5308への適合を認めたコンクリート) ◎設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調管理強度 Fn(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>ポール基礎</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎構造体コンクリートの調管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.31による。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。 ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材料を使用する場合は種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。 ◎型枠は、(県産木製型枠・合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12.0mm</td> <td>ポール基礎</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	18	無		2.3	ポール基礎																									型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	B種	なし				6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎	6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																																											
普通	21	21+S	18	無		2.3	ポール基礎																																																																											
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																													
県産木製型枠	—	なし																																																																																
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																
6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																
6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎																																																																													
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																																																																
4.	監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度) ○ 設けない)	1.	一般事項	◎コンクリートの仕上がり																																																																													
5.	工事用水、電力等	◎既存電力利用(・出来る ○ 出来ない)、電力料金(・有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(・出来る ○ 出来ない)、用水料金(・有償・無償)	2.	コンクリートの仕上がり																																																																														
6.	仮設道路整備復旧等	◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要なくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に・現状に復旧)すること。	3.	普通コンクリート	◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材料を使用する場合は種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。 ◎型枠は、(県産木製型枠・合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12.0mm</td> <td>ポール基礎</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	B種	なし				6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎	6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし				◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ◎快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																																								
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																													
県産木製型枠	—	なし																																																																																
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																
6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																
6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎																																																																													
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																																																																
7.	工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(・図示の場所に ○ 用意していないので業者にて)設けること。	4.	レディミクストコンクリート 工場の指定	◎型枠は、(県産木製型枠・合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12.0mm</td> <td>ポール基礎</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	B種	なし				6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎	6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし				◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ◎快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																																								
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																													
県産木製型枠	—	なし																																																																																
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																
6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																
6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎																																																																													
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																																																																
8.	仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ◎快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。 </div>	5.	型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12.0mm</td> <td>ポール基礎</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.2(2)(ア)	A種	あり				6.8.2(2)(イ)	B種	なし				6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎	6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし				◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ◎快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																																								
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																													
県産木製型枠	—	なし																																																																																
6.8.2(2)(ア)	A種	あり																																																																																
6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																																																																
6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12.0mm	ポール基礎																																																																													
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし																																																																																
		徳島県教育委員会施設整備課			●工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事 ●図面名 特記仕様書-3	●図面番号 A-03 ●縮尺 S=NON	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士																																																																										



※照明器具・ポールは既存のまま
 ※ 下記以外は工事範囲外
 北面 (1) 図
 東面 (2) 図
 東面 (3) 図

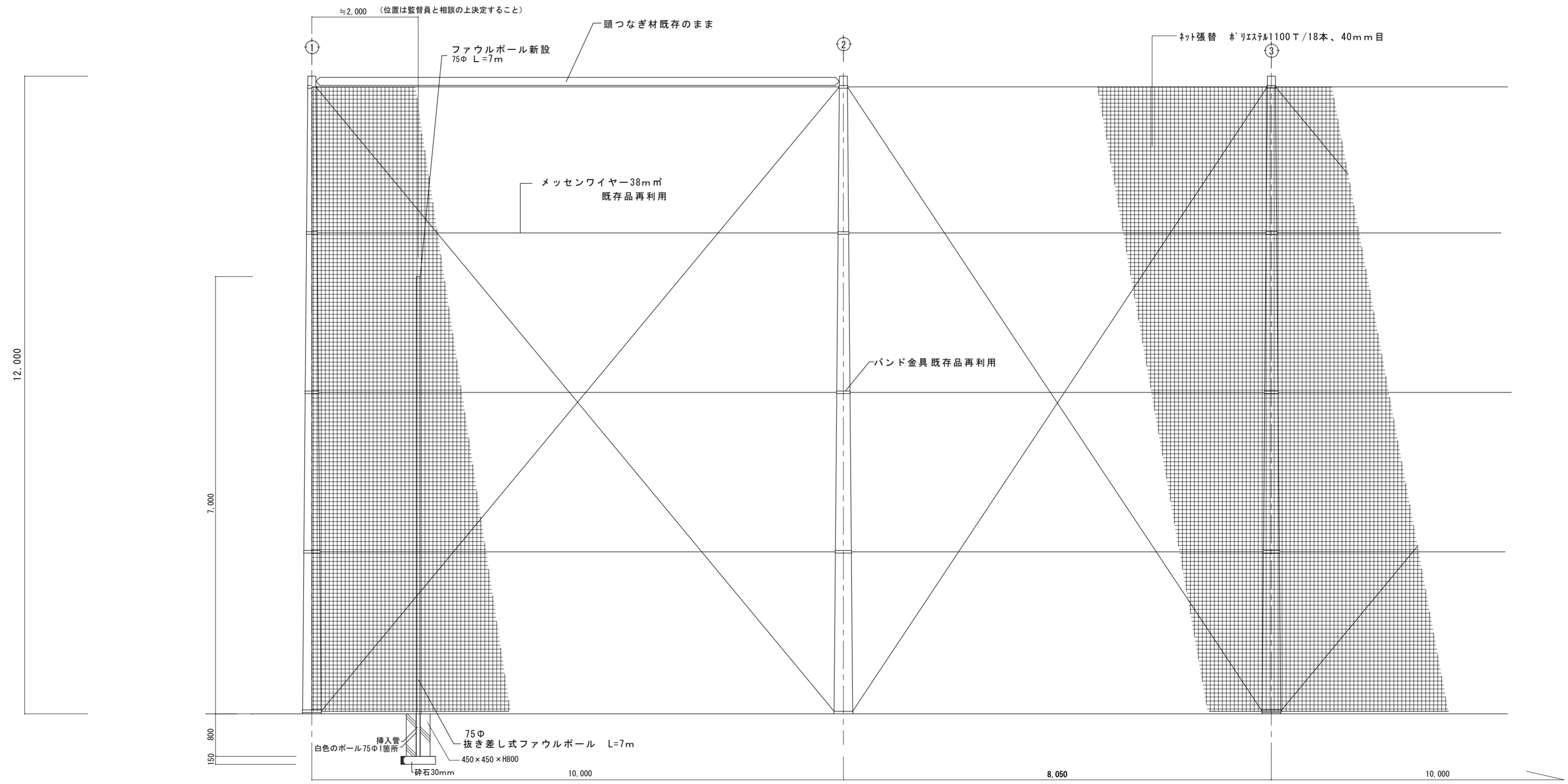
配置図 S = 1/750

徳島県教育委員会施設整備課	● 工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事	● 図面番号 A-04	株式会社 NSO 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 TEL 088-636-2712 FAX 088-636-2713	徳島県知事登録 第86221号 一級建築士 建設大臣登録 第86221号	管理建築士
	● 図面名 配置図・案内図	● 縮尺 S=1/750・NON			



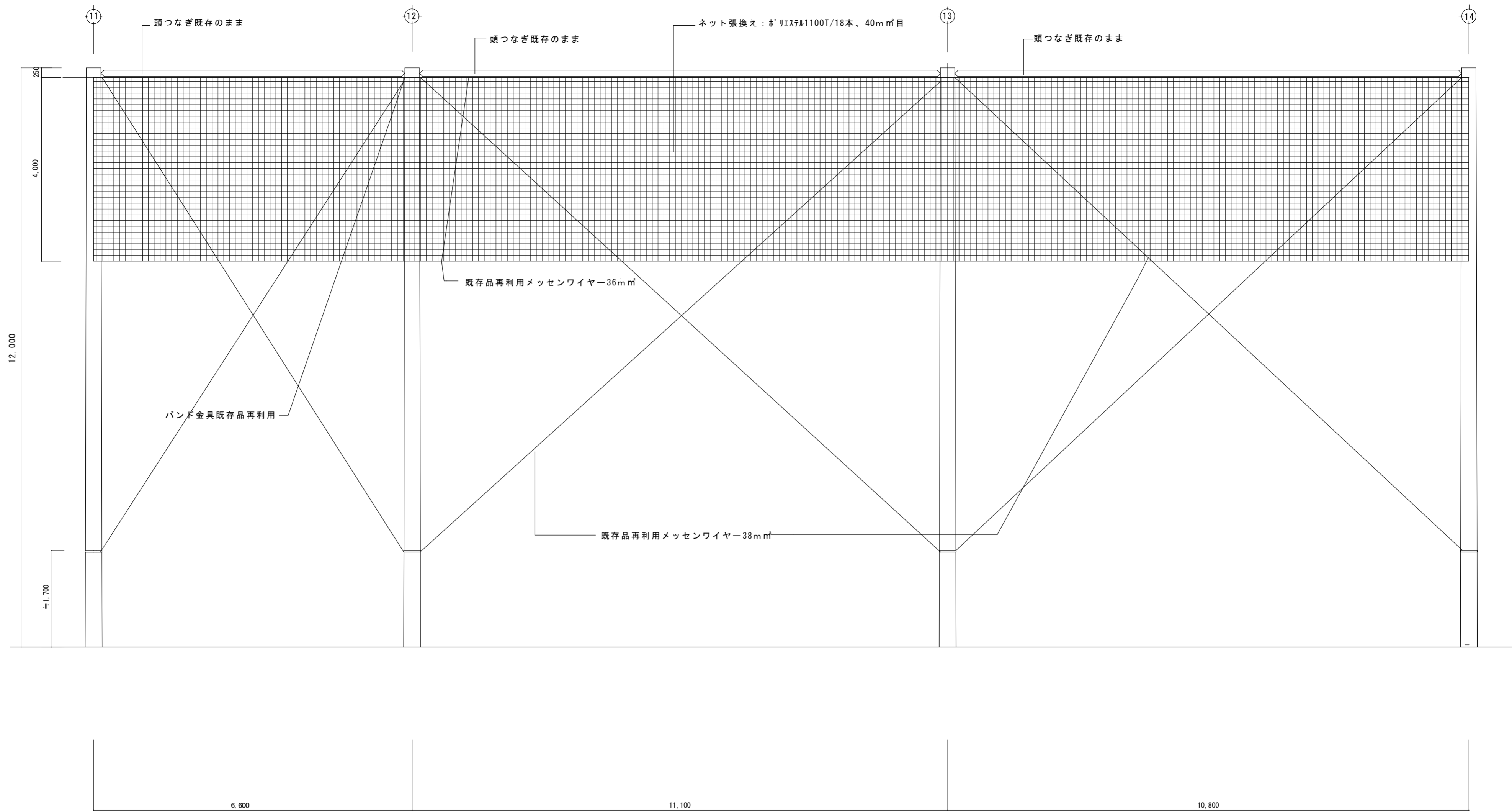
〔北面(1)立面図〕S=200

※コンクリートポールは既存のまま
バンド金具、ワイヤーは既存品再利用



〔北面(1)立面詳細図〕S=1/60

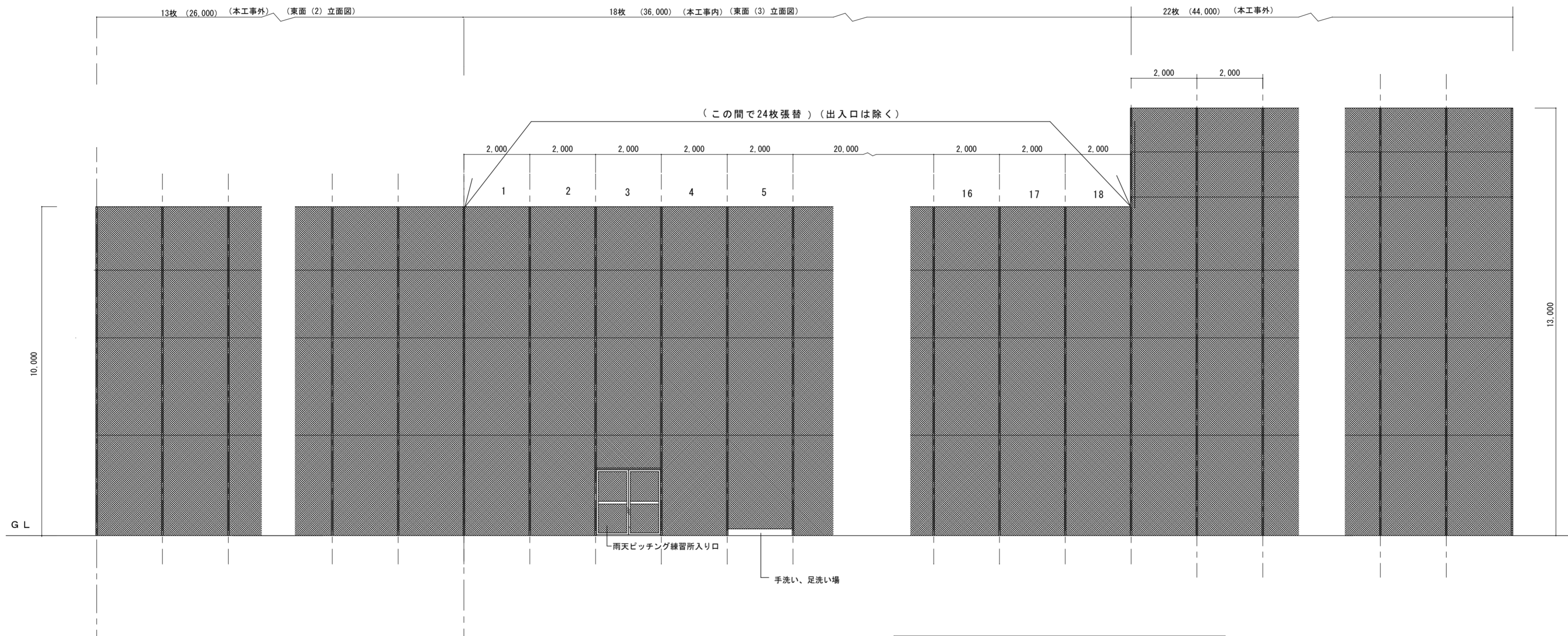
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事 ●図面名 北面(1)立面図・立面詳細図	●図面番号 A-05 ●縮尺 S=1/200・60	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第36221号	管理建築士
---------------	--	------------------------------------	---	-------



(東面(2)立面詳細図) S=1/60

※コンクリートポールは既存のまま
 取り付け金具は既存品再利用
 メッセンワイヤーは既存のまま

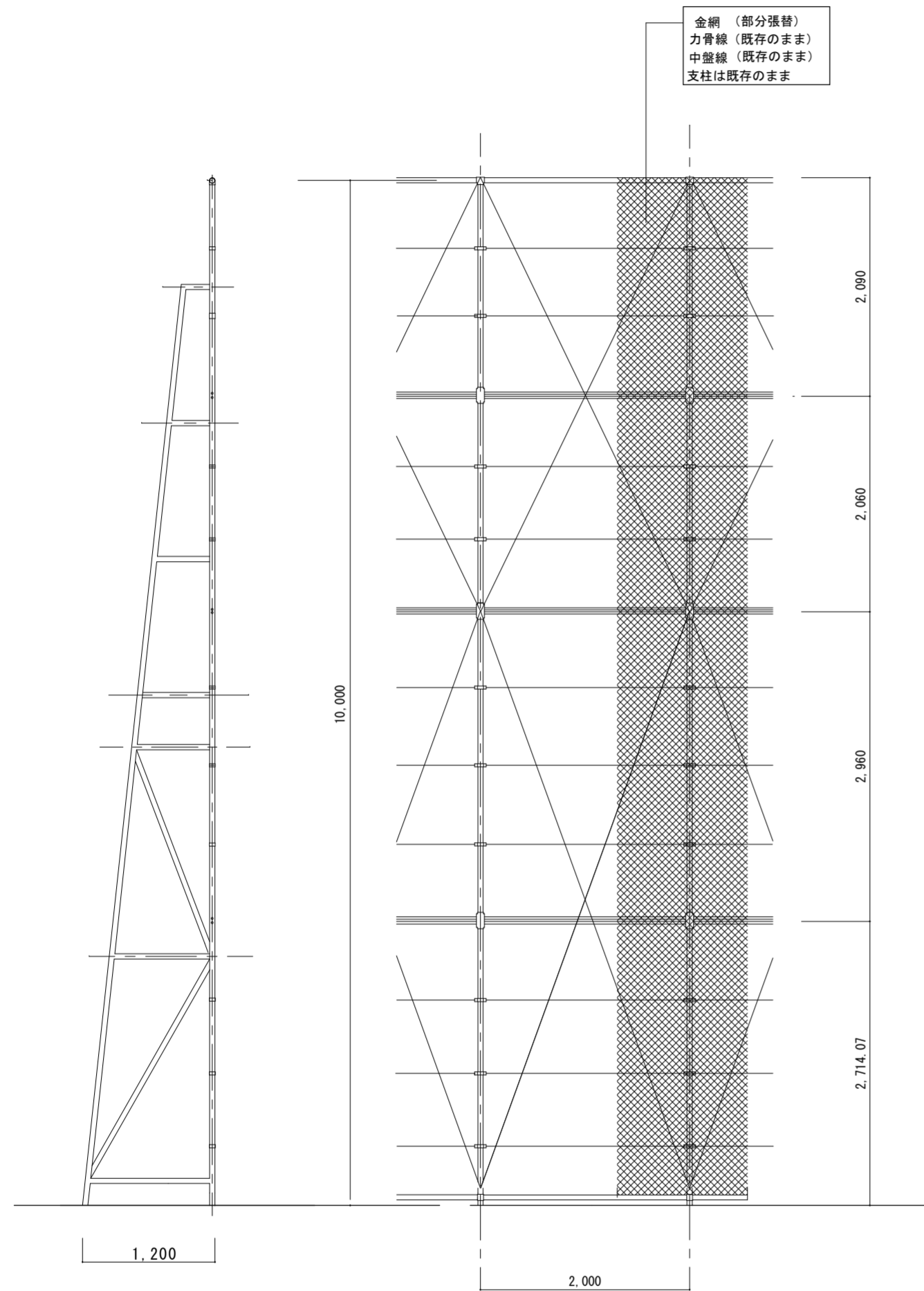
	徳島県教育委員会施設整備課		●工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事 ●図面名 東面(2)立面詳細図	●図面番号 A-06 ●縮尺 S=1/60	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第86221号 TEL 088-636-2712	管理建築士
--	---------------	--	--	--------------------------------	--	-------



(東面 (3) 立面図) S=1/100

※東面 (3) 立面図で24枚張替。
張替箇所は現場確認後、監督員と協議すること。

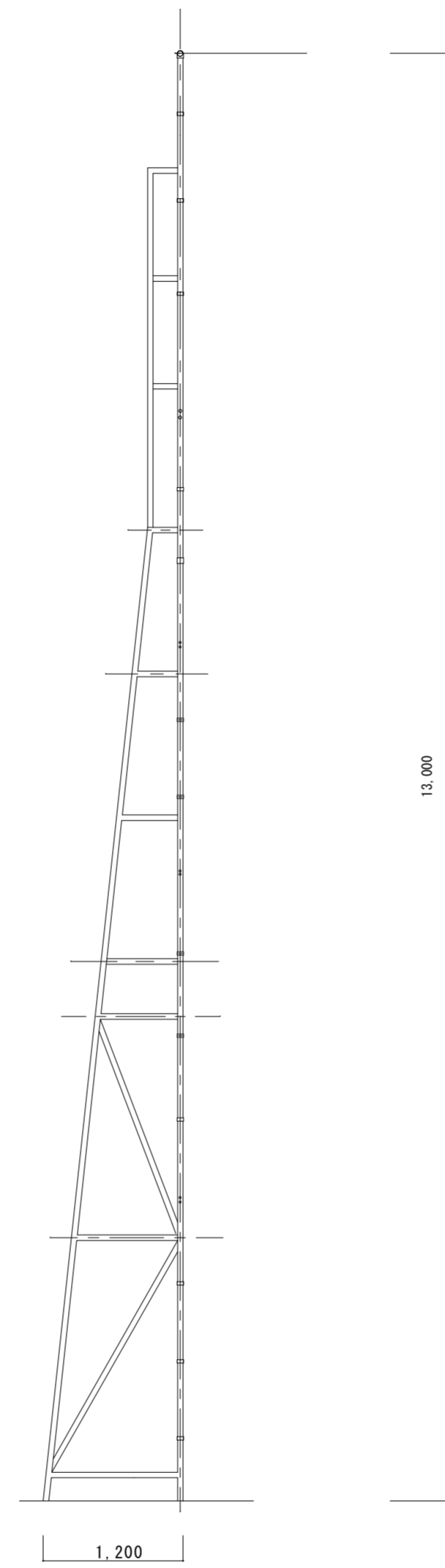
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事	●図面番号 A-07	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 第96221号 TEL 088-636-2712	管理 建築士
	●図面名 (東面 (3) 立面図)	●縮尺 S=1/100		



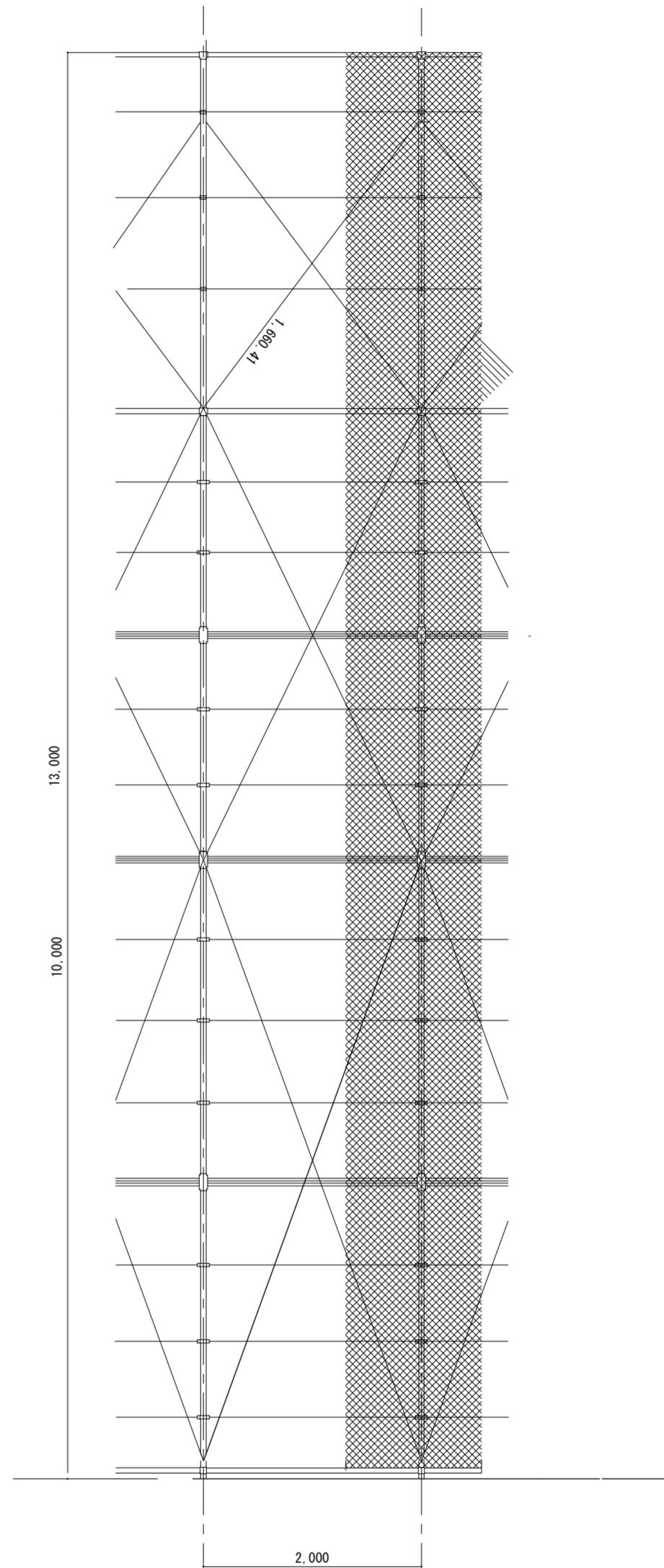
断面図 S=1/50

立面図 S=1/50

(東面(3)低い方) ※金網のみ取替 (菱形金網)



断面図 S=1/50



立面図 S=1/50

(東面(本工事外)高い方) ※参考図 PCフェンス既存のまま

徳島県教育委員会施設整備課	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 R3池田高等学校 フェンス他改修工事 ●図面名 朝日PCフェンス断面図、立面図 (東面(3)高い方、低い方) 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 A-08 ●縮尺 S=1/50 	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
---------------	--	--	--	-------